

財 政 再 生 計 画 書

北海道夕張市

第 1 再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析

- ・本市は、我が国の主要な産炭地として発展してきたが、エネルギー事情の大きな変化により昭和 30 年代後半以降平成 2 年までの間、炭鉱閉山が相次ぎ、人口はピーク時の 10 万 8 千人から、平成 17 年には 1 万 3 千人まで激減するなど、地域の経済社会構造は急激に変化してきた。
- ・このような歴史的経過の中で、雇用の場を創出し、人口の流出を食い止めるとともに、市民に対する行政サービスを確保するため、石炭産業に代わる観光振興、住宅や教育、福祉対策などに多額の財政支出を行ったことにより、後年次の公債費負担が財政運営を大きく圧迫することとなった。
- ・また、人口の減少に伴い市税や地方交付税が大幅に減少する一方で、歳入の減少に対応したサービス水準の見直しや人口の激減に対応すべき組織のスリム化も大きく立ち遅れ、総人件費の抑制も不十分であった。加えて、地域振興のための観光施設整備による公債費等の負担や観光関連の第三セクターの運営に対する赤字補てんの増大などにより財政負担は増加し、歳出規模は拡大した。
- ・さらに、公営事業会計においても、病院事業会計では、患者数の減少や病床利用率の低下により多額の資金不足が生じ、公共下水道事業会計では、集落が分散し、かつ傾斜地であるという地理的な条件により嵩む固定経費と人口減などに伴う料金収入の減少などから同様に資金不足が生じた。
- ・このように、財政状況が逼迫する中で、一時借入金を用いた会計間での年度をまたがる貸付、償還という不適正な会計処理を行い、赤字決算を先送りしてきたことにより実質的な赤字は膨大な額となった。平成 18 年度には観光事業会計や病院事業会計などを廃止し、累積債務の清算などを行った結果、実質収支赤字は約 353 億円となった。
- ・このため、平成 19 年 3 月に地方財政再建促進特別措置法に基づく「財政再建計画」を策定し、市民の理解と協力のもとで着実に赤字解消を図っているところであるが、平成 20 年度決算においては、実質赤字比率（703.60%）、連結実質赤字比率（705.67%）、実質公債費比率（42.1%）と、いずれも財政再生基準以上となったものである。

第 2 計画期間

- ・平成 21 年度から令和 11 年度まで 21 年間

＜赤字を解消する実質的な計画期間は平成 22 年度から令和 8 年度までの 17 年間＞

第３ 財政再生の基本方針

- ・過去の財政悪化に至った種々の要因を踏まえ、巨額の赤字を確実に解消するため、平成１８年度に「財政再建計画」を策定し、歳入の確保及び全国で最も効率的な水準となるよう徹底した行政のスリム化と事務事業の抜本的な見直しを図ったところであり、平成２０年度までの３年間で約３１億円の赤字を解消した。
- ・さらに、「地方財政再建促進特別措置法」に代わり制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成２１年度に「財政再生計画」を策定し、「財政再建計画」時の方針を引き継ぎ、歳入の確保と行政のスリム化や投資的事業の抑制などの歳出の削減に努めて、平成２８年度までの８年間で再生振替特例債約８５億円を償還し、計画的な債務返済を確実に行ってきた。
- ・こうした取組を継続して１１年間が経過した現在の状況を踏まえ、引き続き、歳入の確保や歳出の削減への徹底した取組を基本として財政の再建を図るものとするが、財政再建計画期間を含めると２０年を超える超長期の財政再生計画期間の後半を今後迎えていくに当たり、計画期間が終了した後も本市が持続的に存立・発展していけるよう、計画期間終了後を見据えた取組も行っていく必要がある。
- ・具体的には、若者の定住と子育て支援に関する事項、新たな人の流れ・交流人口の創出に関する事項、地域資源を活用した働く場づくりに関する事項、夕張の未来を創るプロジェクトに関する事項、持続可能なまちづくりに関する事項、市民の負担軽減に関する事項、行政執行体制の見直しに関する事項に国・道の助言や支援のもとで、着実に取り組んでいく。

（１）徹底した財政再建に向けた取組

これまでの財政再建に向けた取組とその実績を踏まえ、引き続き、歳入の確保と歳出の削減に徹底して取り組む。

ア 歳入の確保

- ・税率の見直しによる市税の増収、ごみ処理の有料化や各種施設使用料などの受益者負担の見直しによる収入の増加を図ってきたところであり、引き続きこうした取組により歳入確保を図ることとしつつ、定住・移住を促進する観点等から、一部の超過課税については、平成２９年度より、標準税率等への税率見直しを行う。
- ・税や使用料などについて、一層の徴収対策、滞納整理を進めるとともに、市有財産の有効活用や売却を促進し、歳入確保に努める。
- ・公共施設の使用料、手数料については、受益者負担の観点から引き続き適切な設定に努める。

イ 歳出の削減

- ・人件費については、職員の大量退職により平成１８年４月時点の職員数３０９名が平成１９年４月には１６５名と大幅に減少し、平成２８年４月には１４４名へと半減以

下となり、効率化が大きく進んだが、今後は、(2)で述べる地域再生への取組に対する重点投資など財政再生期間終了後を見据えた市政運営を行っていくことから、都市として適正な規模の職員体制を確保していく必要がある。このため、人口規模が同程度で職員数が最も少ない他都市の水準を基本として、夕張市の地域特性等を考慮しつつ職員数の適正化を進める。また、職員給与については、全国最低水準を下回る大幅な削減をこれまでも行ってきたが、大幅な給与カットが長年続き人材確保が困難な状況にあることから、全国の都市の中で最も低い水準を基本として、適切な比較の下で処遇改善を行う。

- ・事務事業は、市民生活や財政再生計画終了後を見据えた地域再生の取組（以下「地域再生への取組」という。）のため真に必要なものに限定し、補助金の支出についても同様とする。経常的経費は、効率的な行政運営を継続することにより、徹底した削減を図る。
- ・投資的事業は真に必要な事業以外は行わない。認定こども園の整備、拠点複合施設の整備、市営住宅再編整備、市立診療所等移転改築など地域再生への取組として真に必要な事業については、効率的な整備に留意しながら適切に対応する。また、コンパクトシティの推進を踏まえ、老朽化した市役所庁舎については市の中心部に移転改築する取組を進める。
- ・公共施設等は大幅な統廃合を行ったところであるが、維持管理を引き続き行う施設については、地域再生への取組のため真に必要な経費を計上するとともに、引き続き指定管理者制度の活用など民間活力の導入による効率化と経費の削減を図る。また、市が所有する観光関連施設については、売却又は指定管理者制度による管理委託を行う。売却先又は委託先が定まらない施設は、原則として休廃止する。

(2) 財政再生計画終了後を見据えた地域再生への取組に対する重点投資

(1)で述べた徹底した歳入の確保と歳出の削減を行いつつ、地域再生への取組として真に必要と考えられる事業については、効率性に十分留意しつつ、重点的な投資を行う。

- ・本市においては、人口減少と高齢化が急激に進む中で、広大な土地に集落が分散していることから、行政コストが割高で非効率な現状となっている。このため、認定こども園や拠点複合施設、市立診療所など公共施設の市中心部への集約により都市機能を充実するとともに、その近隣において市営住宅再編事業や若年層・女性向け低家賃賃貸住宅の整備を進めることで、コンパクトで効率的なまちづくりを目指す。
- ・本市の高齢化率は49%と全国都市の中で最も高い割合であり、15歳未満の年少人口の割合も6%以下と全国都市で最も低くなっている。このため、財政の健全化に当たって、お年寄りが暮らしやすい住環境の整備や医療、福祉の確保に努めるとともに、地域の将来を担う子どもたちが健やかに育ち、地元で学べる環境にも配慮する。
- ・小中学校教育については、今後も児童生徒数の減少が見込まれることから、中学校に

については平成２２年度、小学校については平成２３年度に各１校に統合したところであるが、引き続き、教育条件を整備するとともに、よりよい教育環境の確保に努める。

- ・地域の元気の源泉である道立夕張高等学校については、道・国とも連携し、また、ＰＴＡの協力も得つつ、生徒の学習や部活動の強化、資格取得や人的交流の推進等を通して魅力化を図る。
- ・かつて本市を支えた石炭の歴史を後世に伝える石炭博物館については、適切な改修と管理を行い、旧美術館等に所蔵されていた郷土資料も含め、児童生徒の郷土学習や教科教育に活用するとともに、本市交流人口の増加を図る拠点として活用する。

第４ 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額

※各措置により見込まれる計画期間中の効果額は附表に記載

１ 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

（１）人件費

ア 職員数の適正化

- ・普通会計職員（消防職員を除く）は、平成２８年４月現在で８５人であり、人口千人当たり職員数は９．４人と人口規模が同程度の都市の１５．７人を下回っている。一方で、地域再生への取組を進めつつ財政再生計画終了後を見据えた体制を確保することが必要であることから、人口規模が同程度で職員数が最も少ない他都市の水準を基本としつつ、計画的な職員の採用を行い、行政執行体制を整えていく。
- ・特別会計（国民健康保険、公共下水道、介護保険、後期高齢者医療、水道）職員については現在の体制を維持する。

イ 一般職給与の削減

- ・職員給与については、国家公務員準拠を原則としつつ、全国都市の中で最低の水準を基本とするため、以下の削減を行う。
- ・給料月額５％削減とする。
- ・管理職手当は条例本則では１３％以下としているが、課長１０％、総括主幹８％、主幹５％、消防長１２％、消防署長１１％とする。
- ・時間外勤務手当は、災害等特別な事情を除き、給料総額の８．２％の範囲内とする。
- ・期末勤勉手当については、役職加算を凍結する。
- ・特殊勤務手当は財政再建計画で廃止したところであり、引き続き支給しない。

ウ 特別職給与及び報酬等の削減

- ・市長、副市長及び教育長の給料については、一般職員給与と同様、全国都市最低水準を基本として５０～３０％の削減を行う。期末手当は削減後の給料を算定基礎として、支給月数を一般職員の期末勤勉手当と同じくし、役職加算は凍結する。また、退職手

当は削減後の給料月額を算定基礎として、市長５．３１３月、副市長３．３５５月、教育長２．９３７月の支給とする。

- ・議員報酬は、当分の間、全国都市の中で最も低い水準とする。期末手当は削減後の報酬を基礎として、支給月数は年間２．４５月に削減し、役職加算を凍結する。また、議員定数を平成３１年４月の改選時に９人から８人とする。
- ・非常勤特別職報酬は、各種委員会の委員報酬等を平均で６０％削減したところであり、引き続き効率的な運営に努める。

（２）物件費

- ・賃金は、業務内容と必要性を十分検討の上、必要最小限の人員とすることで経費の削減を図る。
- ・旅費は、公用車使用の場合は支給しない。日当の廃止を継続するとともに、宿泊料は全道都市最低水準とする一方、研修に係るものなど真に必要な出張経費は確保を図るものとする。
- ・需用費は、物品等の集中管理を図るなど徹底した経費の削減に努める。
- ・委託料は、特殊な専門的技術・技能を要する事務事業など委託業務の内容とその必要性を十分勘案の上、徹底した経費の削減に努める。
- ・交際費を全廃する。
- ・備品購入費については、真に必要なものとする。

（３）維持補修費

- ・各種公共施設や公営住宅等に要する維持補修費は、地域再生への取組に真に必要な額を確保するものとする。
- ・住民の利用が少ない公共施設の休廃止により、維持補修費の抑制を図る。

（４）扶助費

- ・単独事業は、高齢者、子どもたち及び教育活動への給付以外は原則として実施しない。

（５）補助費等

- ・各種補助金は、真に必要なものに限定し、経費の削減を図る。

（６）投資的経費

- ・普通建設事業は地域再生への取組として真に必要な事業を実施する一方、事業費の抑制と効率的な執行に努め、経費の削減を図る。

（７）公債費

- ・地域再生への取組として真に必要な事業を行いつつ、地方債の新規発行の抑制に努め、

公債費負担の軽減を図ることとし、実質公債費比率の計画的な改善を進める。

(8) 他会計繰出金

- ・各事業会計への繰出金は、事業の経営改善、収入の適正化等の取組み状況を踏まえ、適正な額を措置する。
- ・診療所事業会計については、病院事業債や病院職員の退職手当債の償還に係る経費等について所要額の繰出しを行った上で、前述の償還が終了する平成28年度末をもって一般会計に統合する。
- ・市場事業会計については、指定管理者制度による公設卸売市場の管理委託を行っているが、民間への譲渡などを今後検討する。原則として市場会計への繰出しは行わない。
- ・公共下水道事業会計については、各年度において国の繰出基準に基づく繰出し、低所得者を対象とした負担軽減措置に係る繰出し及び収支の改善に努力してもなお解消できない単年度収支の不足額を補填する繰出しを行う。
- ・水道事業会計については、低所得者を対象とした負担軽減措置に係る繰出しのほか、原則として各年度において国の繰出基準による繰出しを行う。
- ・国民健康保険事業会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計については、それぞれ国の繰出基準による繰出しを行う。

(9) その他

- ・水道事業については、老朽化した浄水場等の更新に当たって、その設計・施工、浄水場の運転管理及び送配水施設の維持管理に関してPFI事業を導入し、より効果的で安定的な事業運営を行う。

2 地方税その他の収入の増徴計画

- ・市税その他の収入の徴収に当たっては、課税客体及び課税標準の的確な把握に努め、課税の公平を期する。また、納期内の納税を促進し、徴収率の向上を図るため合理的な計画徴収に努める。

3 地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画

- ・税や使用料等の滞納者に対しては、財産調査の推進や滞納処分の強化など法令に基づく厳正な処分を実施し、滞納分の整理を行う。
- ・市営住宅使用料については、高額滞納者対策を徹底するとともに、明渡し訴訟の実施など引き続き徴収強化を図る。
- ・水道及び下水道使用料については、給水停止予告や個別相談の実施などにより納入を促進する。

4 使用料及び手数料の額の変更、財産の処分その他の歳入の増加計画

- ・使用料は、それぞれ対応する経費との均衡を考慮して平成１９年度に見直し、新設を行ったところであり、引き続き適正に措置する。基準額が定められている使用料は適正な額を徴収する。また、水道事業における浄水場施設の更新に当たり、公平な受益者負担の観点から現行水道使用料の見直しを行う。
- ・手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定を踏まえるとともに、所要経費との関連を考慮して平成１９年度に見直しを行ったところであり、引き続き適正に措置する。また、し尿処理場の施設建設にあわせ、公平な受益者負担の観点から現行手数料の見直しを行う。

※使用料・手数料引上げの内容

施設使用料：平成１９年度から５０％引き上げ（令和元年１０月より消費税及び地方消費税の引き上げ分を転嫁）

下水道使用料：令和元年１０月から２，５５５円／１０ｍ³に引き上げ

各種交付・閲覧手数料：平成１９年度から１５０～２００円引き上げ

各種検診料：平成１９年度から１００～５００円引き上げ

ごみ処理手数料：平成１９年度新設（家庭系混合ごみ２円／ℓなど）

し尿処理手数料：し尿処理施設の新設に併せ、平成２７年度から従来の収集料に加え、新たに処理料を徴収

水道使用料：令和元年１０月から３，０９６円／１０ｍ³（量水器使用料含む）に引き上げ

火葬場使用料：平成２９年度から夕張市民以外の利用者に対して３，６００円～１６，０００円引き上げ

- ・これまでもホテル・スキー場等の観光施設や不用な市有財産の売却などを進めてきたが、引き続き積極的な財産処分を進める。
- ・庁舎の空きスペースを貸し付けるなど、市有財産の有効活用を図る。
- ・公用車や公用封筒、ＨＰなどの広告募集により、収入確保を図る。
- ・市有施設のネーミングライツの販売を継続する。
- ・ふるさと寄付金控除（ふるさと納税）及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の積極的な推進を図り、増収に努める。

５ 超過課税又は法定外普通税による地方税の増収計画

- ・市税については、平成２９年度以降以下のとおりとする。

固定資産税 １．４５％

軽自動車税 超過課税を行う他の市町村が課す税額を下回らないことを基準に設定

第５ 歳入歳出年次総合計画（別紙様式）

第6 再生振替特例債の各年度の償還額（別紙様式）

借入額 32, 199, 000, 000円

利 率 年 1. 5%

第7 各年度の健全化判断比率の見通し（別紙様式）

第8 その他財政の再生に必要な事項

- ・ 夕張市においては、財政再生計画達成に向けて、国や道からの支援・助言の下、引き続き歳入の確保と歳出の削減を図り、計画期間の短縮を目指すものとする。
- ・ 財政再建と地域の再生の両立を図り、財政再生計画終了後を見据えた市政運営に移行していくため、市民とともに作り上げた地方版総合戦略に記載された各種事業を本計画に盛り込んだところである。新たに実施が必要となった事業や、予期せぬ事案が発生した場合、実施年度の財政状況、国や道の支援、各種交付金の状況等を見極め、適切に計画変更を行うこととする。
- ・ 人件費については、財政再生計画終了後を見据えた市政運営に移行していく観点から、行政執行体制の確保に留意し、実施年度の財政状況や他都市の動向なども踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行うものとする。
- ・ 本計画においては、再生振替特例債の償還により令和8年度には実質赤字を解消するものであるが、その後も財政再生団体となる3年間については財政状況の改善が見込まれることから、当該年度の財政状況を踏まえ、必要な計画変更を行うものとする。
- ・ 炭層メタングス（CBM）の開発、夕張メロンを中心とした農業の推進及び市有林を活用した薬木産地化など地域資源を活かした産業振興に努めるとともに、子育て環境や住環境の充実による定住促進、スポーツ合宿誘致や産業遺産等を活用した交流人口の増加等に努め、また、積極的な企業誘致を進めることで地域経済の活性化を図り、地方税の増収を目指すものとする。なお、これらの事業を展開していくに当たり、職員の資質向上を図っていくことは重要であり、研修について、真に必要なものであるか検討を行いつつ、外部講師による研修のほか、国や道における研修機関等を積極的に活用し、市政を担う人材の育成に努める。
- ・ 夕張市の再生のためには市民、議会、行政が一体となって取り組むことが欠かせないことから、情報公開の推進による透明性の高い行財政運営に努めるとともに、市民参加や民間活力の導入など、市民・企業との協働による活力のあるまちづくりを目指すものとする。

(附表)

第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額(各措置により見込まれる効果額)

1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

(単位:百万円)

区 分	計画期間中の 歳出削減額	左のうち一般 財源相当額	算定方法
(1)人件費	28,643	28,643	H17決算と各年度の差額の積上げ
(2)物件費	6,428	6,428	"
(3)維持補修費	2,205	1,862	"
(4)扶助費	332	283	H17決算とH21決算～H27決算の差額の積上げ
(5)補助費等	1,859	1,859	H17決算と各年度の差額の積上げ
(6)投資的経費	2,634	2,110	"
(7)公債費	24,241	18,710	"
(8)他会計繰出金	906	646	H27決算と各年度の差額を積上げ
計	67,248	60,541	
(参考)給与削減による効果	2,925	2,925	給与削減措置の期間中の効果額

注 本市では、財政再建計画により平成18年度以降、財政再建のための取組を継続して実施しているため、歳出削減額としては、財政再建計画策定の前年度である平成17年度決算を基準として算出している。

注 「(4)扶助費」については、平成17年度決算と比べて制度改正により増加傾向にあり、計画期間中の歳出削減額は見込めないため、平成21年度～平成27年度までの実績額を算出している。

注 「(8)他会計繰出金」については、平成17年度決算と比べて制度改正により増加傾向にあることから、平成27年度決算を基準として算出している。

2 地方税その他の収入の増徴計画

(単位:百万円)

区 分	計画期間中の 増徴額	左のうち一般 財源相当額	算定方法
徴収率向上対策	657	657	H20からの徴収率向上分を積上げ

3 地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画

(単位:百万円)

区 分	計画期間中の 増収額	左のうち一般 財源相当額	算定方法
徴収率向上対策	139	139	H20からの徴収率向上分を積上げ

4 使用料及び手数料の額の変更、財産の処分その他の歳入の増加計画

(単位:百万円)

区 分	計画期間中の 歳入額	左のうち一般 財源相当額	算定方法
使用料の引上げ	68	0	引上げ効果額を積上げ(文化スポーツセンターなど)
手数料の引上げ	841	8	引上げ効果額を積上げ(ごみ・し尿手数料など)
その他の収入の引上げ	38	1	引上げ効果額を積上げ(各種検診料など)
下水道使用料の引上げ	430	0	引上げ効果額を積上げ
計	1,377	9	

5 超過課税又は法定外普通税による地方税の増収計画

(単位:百万円)

区 分	計画期間中の 増収額	左のうち一般 財源相当額	算定方法
超過課税	537	537	超過課税分の増収額を積上げ

第5 歳入歳出年次総合計画

1 一般会計等の実質収支

(1) 一般会計

(単位:千円)

年 度 区 分		計画初年度の前年度 (平成20年度)		財政再生計画を策定した年度 (初年度)			平成22年度 (第2年度)			平成23年度 (第3年度)			平成24年度 (第4年度)		
		歳 入 額	一 般 財 源	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
歳 入															
1 地 方 税		1,009,387	1,009,387	934,696	934,696	△ 74,691	957,303	957,303	22,607	935,940	935,940	△ 21,363	889,832	889,832	△ 46,108
2 地 方 譲 与 税		86,053	86,053	81,101	81,101	△ 4,952	78,338	78,338	△ 2,763	76,179	76,179	△ 2,159	71,450	71,450	△ 4,729
3 地 方 交 付 税		4,423,071	4,423,071	4,680,065	4,680,065	256,994	5,317,657	5,317,657	637,592	5,235,384	5,235,384	△ 82,273	5,266,367	5,266,367	30,983
4 国 都 道 府 県 支 出 金		1,122,970	71,518	1,369,798	211,209	139,691	1,603,436	52,750	△ 158,459	1,577,868	24,894	△ 27,856	1,605,004	18,890	△ 6,004
5 繰 入 金		26,159	10	86,977	0	△ 10	38,581	3,883	3,883	579,534	542,726	538,843	252,144	205,530	△ 337,196
6 地 方 債		679,664	214,364	33,626,482	32,531,698	32,317,334	2,621,866	399,066	△ 32,132,632	1,022,374	272,674	△ 126,392	987,407	270,407	△ 2,267
うち再生振替特例債		0	0	32,199,000	32,199,000	32,199,000	0	0	△ 32,199,000	0	0	0	0	0	0
7 そ の 他		1,335,444	387,742	1,261,111	313,746	△ 73,996	1,783,741	762,422	448,676	1,785,971	849,449	87,027	1,683,256	955,478	106,029
歳 入 計		8,682,748	6,192,145	42,040,230	38,752,515	32,560,370	12,400,922	7,571,419	△ 31,181,096	11,213,250	7,937,246	365,827	10,755,460	7,677,954	△ 259,292
歳 出															
1 人 件 費		725,413	630,671	784,593	718,811	88,140	837,634	757,256	38,445	871,807	802,768	45,512	858,193	772,219	△ 30,549
2 物 件 費		674,765	518,139	623,203	434,195	△ 83,944	696,391	491,303	57,108	654,122	458,684	△ 32,619	606,599	455,082	△ 3,602
3 維 持 補 修 費		340,741	174,526	423,972	223,510	48,984	406,235	173,913	△ 49,597	431,428	201,277	27,364	449,722	198,231	△ 3,046
4 扶 助 費		1,283,403	316,850	1,133,882	362,850	46,000	1,322,851	375,564	12,714	1,385,663	398,774	23,210	1,425,330	397,533	△ 1,241
5 建 設 事 業 費		992,595	542,345	1,001,616	584,037	41,692	2,412,498	1,220,475	636,438	1,697,980	475,866	△ 744,609	1,138,082	166,716	△ 309,150
(1) 普 通 建 設 事 業 費		992,595	542,345	1,001,616	584,037	41,692	2,412,498	1,220,475	636,438	1,679,993	475,266	△ 745,209	1,086,726	166,480	△ 308,786
(2) 災 害 復 旧 事 業 費		0	0	0	0	0	0	0	0	17,987	600	600	51,356	236	△ 364
6 公 債 費		2,226,521	1,710,056	2,384,332	1,242,950	△ 467,106	3,539,627	1,722,701	479,751	1,917,844	1,521,666	△ 201,035	1,869,599	1,501,132	△ 20,534
うち再生振替特例債		0	0	0	0	0	453,212	377,677	377,677	482,985	402,488	24,811	482,985	402,488	0
7 繰 出 金		855,614	774,767	1,997,031	1,907,038	1,132,271	941,995	860,181	△ 1,046,857	921,766	843,500	△ 16,681	1,007,812	928,672	85,172
8 そ の 他		33,756,836	33,697,931	33,235,459	32,822,982	△ 874,949	1,717,241	1,443,576	△ 31,379,406	2,744,054	2,646,125	1,202,549	2,754,760	2,613,006	△ 33,119
歳 出 計		40,855,888	38,365,285	41,584,088	38,296,373	△ 68,912	11,874,472	7,044,969	△ 31,251,404	10,624,664	7,348,660	303,691	10,110,097	7,032,591	△ 316,069
歳入歳出差引額 (A)		△ 32,173,140	△ 32,173,140	456,142	456,142	32,629,282	526,450	526,450	70,308	588,586	588,586	62,136	645,363	645,363	56,777
翌年度へ繰り越すべき財源(B)		26,326		31,425			9,134			713			38,600		
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)		△ 32,199,466		424,717			517,316			587,873			606,763		
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		0		0			0			0			0		

第5 歳入歳出年次総合計画

1 一般会計等の実質収支

(1) 一般会計

(単位:千円)

年 度		平成25年度 (第5年度)			平成26年度 (第6年度)			平成27年度 (第7年度)			平成28年度 (第8年度)			平成29年度 (第9年度)		
区 分		歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
歳 入																
1 地 方 税		859,159	859,159	△ 30,673	855,247	855,247	△ 3,912	837,670	837,670	△ 17,577	827,966	827,966	△ 9,704	914,412	914,412	86,446
2 地 方 譲 与 税		67,614	67,614	△ 3,836	63,959	63,959	△ 3,655	66,798	66,798	2,839	52,956	52,956	△ 13,842	52,526	52,526	△ 430
3 地 方 交 付 税		5,284,618	5,284,618	18,251	5,129,740	5,129,740	△ 154,878	5,120,321	5,120,321	△ 9,419	4,979,225	4,979,225	△ 141,096	4,946,234	4,946,234	△ 32,991
4 国 都 道 府 県 支 出 金		1,785,806	18,688	△ 202	2,156,921	36,410	17,722	1,774,914	131,158	94,748	1,874,966	30,319	△ 100,839	1,923,799	56,421	26,102
5 繰 入 金		946,193	889,636	684,106	1,565,648	1,486,052	596,416	1,055,640	858,920	△ 627,132	1,299,703	1,105,725	246,805	248,533	133	△ 1,105,592
6 地 方 債		811,000	274,200	3,793	1,289,879	255,579	△ 18,621	809,143	265,443	9,864	1,505,309	177,409	△ 88,034	1,042,075	174,575	△ 2,834
うち再生振替特例債		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 そ の 他		1,706,575	975,082	19,604	1,813,828	1,082,276	107,194	2,090,797	1,165,194	82,918	2,696,247	1,560,011	394,817	2,353,872	1,329,448	△ 230,563
歳 入 計		11,460,965	8,368,997	691,043	12,875,222	8,909,263	540,266	11,755,283	8,445,504	△ 463,759	13,236,372	8,733,611	288,107	11,481,451	7,473,749	△ 1,259,862
歳 出																
1 人 件 費		841,813	766,993	△ 5,226	872,094	788,440	21,447	1,031,858	898,170	109,730	976,671	857,919	△ 40,251	999,893	879,378	21,459
2 物 件 費		650,164	479,004	23,922	642,030	456,830	△ 22,174	917,015	523,955	67,125	843,601	493,353	△ 30,602	933,235	543,086	49,733
3 維 持 補 修 費		394,862	184,814	△ 13,417	405,561	178,250	△ 6,564	352,106	144,864	△ 33,386	365,441	171,105	26,241	507,040	271,045	99,940
4 扶 助 費		1,446,986	436,538	39,005	1,450,684	395,977	△ 40,561	1,407,233	345,285	△ 50,692	1,624,522	424,929	79,644	1,362,738	351,324	△ 73,605
5 建 設 事 業 費		1,116,443	234,547	67,831	1,811,922	88,588	△ 145,959	731,386	68,681	△ 19,907	1,006,310	66,126	△ 2,555	1,389,532	93,134	27,008
(1) 普 通 建 設 事 業 費		1,086,397	214,478	47,998	1,811,922	88,588	△ 125,890	731,386	68,681	△ 19,907	1,006,310	66,126	△ 2,555	1,389,532	93,134	27,008
(2) 災 害 復 旧 事 業 費		30,046	20,069	19,833	0	0	△ 20,069	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 公 債 費		3,893,627	3,551,934	2,050,802	3,867,327	3,526,894	△ 25,040	3,677,144	3,412,584	△ 114,310	3,694,560	3,441,595	29,011	3,314,621	3,062,172	△ 379,423
うち再生振替特例債		2,558,450	2,479,250	2,076,762	2,558,449	2,484,477	5,227	2,558,450	2,489,784	5,307	2,558,449	2,495,169	5,385	2,558,449	2,500,637	5,468
7 繰 出 金		911,580	831,627	△ 97,045	974,843	884,857	53,230	928,308	823,997	△ 60,860	947,681	846,723	22,726	829,132	728,697	△ 118,026
8 そ の 他		1,551,794	1,229,844	△ 1,383,162	2,172,157	1,910,823	680,979	1,830,494	1,348,229	△ 562,594	2,875,359	1,529,634	181,405	1,859,968	1,259,621	△ 270,013
歳 出 計		10,807,269	7,715,301	682,710	12,196,618	8,230,659	515,358	10,875,544	7,565,765	△ 664,894	12,334,145	7,831,384	265,619	11,196,159	7,188,457	△ 642,927
歳入歳出差引額 (A)		653,696	653,696	8,333	678,604	678,604	24,908	879,739	879,739	201,135	902,227	902,227	22,488	285,292	285,292	△ 616,935
翌年度へ繰り越すべき財源(B)		28			2,374			13,175			40			0		
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)		653,668			676,230			866,564			902,187			285,292		
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		0			0			0			0			0		

第5 歳入歳出年次総合計画

1 一般会計等の実質収支

(1) 一般会計

(単位:千円)

区 分 \ 年 度		平成30年度 (第10年度)			令和元年度 (第11年度)			令和2年度 (第12年度)			令和3年度 (第13年度)			令和4年度 (第14年度)		
		歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
1 地 方 税		928,303	928,303	13,891	921,776	921,776	△ 6,527	860,659	860,659	△ 61,117	900,649	900,649	39,990	870,855	870,855	△ 29,794
2 地 方 譲 与 税		52,969	52,969	443	54,733	54,733	1,764	56,777	56,777	2,044	57,591	57,591	814	63,204	63,204	5,613
3 地 方 交 付 税		4,774,251	4,774,251	△ 171,983	4,817,894	4,817,894	43,643	4,942,168	4,942,168	124,274	5,306,133	5,306,133	363,965	5,276,853	5,276,853	△ 29,280
4 国 都 道 府 県 支 出 金		1,745,117	58,547	2,126	1,672,895	25,836	△ 32,711	2,701,475	442,834	416,998	2,300,647	189,846	△ 252,988	3,220,606	309,831	119,985
5 繰 入 金		422,406	0	△ 133	760,475	381,343	381,343	783,035	300,000	△ 81,343	746,409	268,156	△ 31,844	530,750	43,777	△ 224,379
6 地 方 債		968,781	171,781	△ 2,794	1,125,632	130,232	△ 41,549	1,040,037	135,337	5,105	672,613	163,113	27,776	1,410,709	42,609	△ 120,504
うち再生振替特例債		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 そ の 他		2,416,604	673,554	△ 655,894	1,958,133	577,829	△ 95,725	1,793,436	949,734	371,905	1,522,344	630,978	△ 318,756	1,857,804	1,029,388	398,410
歳 入 計		11,308,431	6,659,405	△ 814,344	11,311,538	6,909,643	250,238	12,177,587	7,687,509	777,866	11,506,386	7,516,466	△ 171,043	13,230,781	7,636,517	120,051
歳 出 計		11,223,249	6,574,223	△ 614,234	10,735,404	6,333,509	△ 240,714	11,695,023	7,204,945	871,436	10,703,947	6,864,227	△ 340,718	12,899,900	7,305,636	441,409
歳入歳出差引額 (A)		85,182	85,182	△ 200,110	576,134	576,134	490,952	482,564	482,564	△ 93,570	802,439	652,239	169,675	330,881	330,881	△ 321,358
翌年度へ繰り越すべき財源(B)		85			10			238,332			156,856			3,683		
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)		85,097			576,124			244,232			645,583			327,198		
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0			0			0			0			0		

第5 歳入歳出年次総合計画

1 一般会計等の実質収支

(1) 一般会計

(単位:千円)

区 分 \ 年 度		令和5年度 (第15年度)			令和6年度 (第16年度)			令和7年度 (第17年度)			令和8年度 (第18年度)			令和9年度 (第19年度)		
		歳 入	歳 入 額	一 般 財 源 一般財源の前年度 対比増減額	歳 入	歳 入 額	一 般 財 源 一般財源の前年度 対比増減額	歳 入	歳 入 額	一 般 財 源 一般財源の前年度 対比増減額	歳 入	歳 入 額	一 般 財 源 一般財源の前年度 対比増減額	歳 入	歳 入 額	一 般 財 源 一般財源の前年度 対比増減額
歳 入		11,087,413	7,355,289	△ 281,228	9,965,847	7,086,237	△ 269,052	11,314,634	7,877,945	791,708	11,394,340	7,814,899	△ 63,046	8,149,693	5,672,698	△ 1,118,606
1 地 方 税		896,373	896,373	25,518	915,498	915,498	19,125	867,921	867,921	△ 47,577	866,932	866,932	△ 989	656,516	656,516	△ 31,420
2 地 方 譲 与 税		59,055	59,055	△ 4,149	60,638	60,638	1,583	52,903	52,903	△ 7,735	54,772	54,772	1,869	57,416	57,416	0
3 地 方 交 付 税		5,286,366	5,286,366	9,513	5,342,937	5,342,937	56,571	5,325,317	5,325,317	△ 17,620	5,210,400	5,210,400	△ 114,917	4,616,285	4,616,285	△ 258,703
4 国 都 道 府 県 支 出 金		1,918,968	292,598	△ 17,233	1,687,230	248,769	△ 43,829	1,852,663	198,776	△ 49,993	1,700,466	53,873	△ 144,903	1,492,355	11,186	0
5 繰 入 金		673,611	178,298	134,521	675,587	161,284	△ 17,014	1,685,381	1,076,602	915,318	1,965,105	1,371,664	295,062	77,073	0	△ 815,753
6 地 方 債		847,230	18,930	△ 23,679	212,320	8,820	△ 10,110	430,700	0	△ 8,820	688,800	0	0	458,800	0	0
うち再生振替特例債		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 そ の 他		1,405,810	623,669	△ 405,719	1,071,637	348,291	△ 275,378	1,099,749	356,426	8,135	907,865	257,258	△ 99,168	791,248	331,295	△ 12,730
歳 入 計		11,087,413	7,355,289	△ 281,228	9,965,847	7,086,237	△ 269,052	11,314,634	7,877,945	791,708	11,394,340	7,814,899	△ 63,046	8,149,693	5,672,698	△ 1,118,606
歳 出		11,052,231	7,320,107	14,471	9,856,495	6,976,885	△ 343,222	11,314,634	7,877,945	901,060	11,394,340	7,814,899	△ 63,046	8,149,693	5,672,698	△ 1,118,606
1 人 件 費		1,232,291	1,091,397	85,462	1,254,723	1,101,474	10,077	1,472,844	1,306,885	205,411	1,436,610	1,299,906	△ 6,979	1,175,184	1,106,608	△ 46,740
2 物 件 費		1,505,263	835,119	191,298	1,402,702	769,555	△ 65,564	1,871,211	1,048,899	279,344	1,943,532	1,016,556	△ 32,343	749,890	536,548	27,527
3 維 持 補 修 費		280,376	179,825	△ 54,305	313,760	223,691	43,866	398,944	275,483	51,792	382,524	286,159	10,676	398,867	264,667	26,916
4 扶 助 費		1,559,597	585,473	215,042	1,417,485	497,379	△ 88,094	1,534,539	483,703	△ 13,676	1,380,190	411,704	△ 71,999	1,505,086	472,640	27,556
5 建 設 事 業 費		1,077,333	84,204	△ 40,707	347,734	55,380	△ 28,824	539,190	39,784	△ 15,596	886,134	56,641	16,857	674,847	50,058	31,384
(1) 普 通 建 設 事 業 費		1,077,333	84,204	△ 37,555	347,734	55,380	△ 28,824	539,190	39,784	△ 15,596	886,134	56,641	16,857	674,847	50,058	31,384
(2) 災 害 復 旧 事 業 費		0	0	△ 3,152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 公 債 費		3,466,124	3,220,038	△ 16,136	3,595,466	3,377,962	157,924	3,603,364	3,412,767	34,805	3,714,502	3,535,429	122,662	1,062,444	982,401	△ 2,593,813
うち再生振替特例債		2,558,450	2,535,215	5,981	2,558,450	2,541,285	6,070	2,558,450	2,547,447	6,162	2,558,449	2,553,700	6,253	0	0	△ 2,553,700
7 繰 出 金		750,043	642,200	△ 10,404	585,125	482,431	△ 159,769	675,848	562,900	80,469	648,889	541,839	△ 21,061	836,869	747,136	△ 1,473
8 そ の 他		1,181,204	681,851	△ 355,779	939,500	469,013	△ 212,838	1,218,694	747,524	278,511	1,001,959	666,665	△ 80,859	1,746,506	1,512,640	1,410,037
歳 出 計		11,052,231	7,320,107	14,471	9,856,495	6,976,885	△ 343,222	11,314,634	7,877,945	901,060	11,394,340	7,814,899	△ 63,046	8,149,693	5,672,698	△ 1,118,606
歳入歳出差引額 (A)		35,182	35,182	△ 295,699	109,352	109,352	74,170	0	0	△ 109,352	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (B)		34,470			11,866			0			0			0		
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)		712			97,486			0			0			0		
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		0			0			0			0			0		

第5 歳入歳出年次総合計画

1 一般会計等の実質収支

(1) 一般会計

年 度		令和10年度 (第20年度)			令和11年度 (第21年度)		
区 分		歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
歳 入							
1	地 方 税	642,599	642,599	△ 13,917	629,149	629,149	△ 13,450
2	地 方 譲 与 税	57,416	57,416	0	57,416	57,416	0
3	地 方 交 付 税	4,588,185	4,588,185	△ 28,100	4,542,132	4,542,132	△ 46,053
4	国 都 道 府 県 支 出 金	1,530,481	11,186	0	1,492,136	11,186	0
5	繰 入 金	77,038	0	0	77,013	0	0
6	地 方 債	639,500	0	0	683,900	0	0
	うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0
7	そ の 他	777,109	323,071	△ 8,224	763,770	310,952	△ 12,119
歳 入	計	8,312,328	5,622,457	△ 50,241	8,245,516	5,550,835	△ 71,622
歳 出							
1	人 件 費	1,260,462	1,189,059	82,451	1,227,906	1,162,379	△ 26,680
2	物 件 費	740,673	524,290	△ 12,258	724,282	514,879	△ 9,411
3	維 持 補 修 費	398,997	265,937	1,270	396,191	264,083	△ 1,854
4	扶 助 費	1,488,563	467,111	△ 5,529	1,471,569	462,474	△ 4,637
5	建 設 事 業 費	879,195	31,286	△ 18,772	906,898	26,189	△ 5,097
	(1) 普通建設事業費	879,195	31,286	△ 18,772	906,898	26,189	△ 5,097
	(2) 災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0
6	公 債 費	1,038,450	962,608	△ 19,793	987,639	911,737	△ 50,871
	うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0
7	繰 出 金	828,530	738,941	△ 8,195	827,734	738,289	△ 652
8	そ の 他	1,677,458	1,443,225	△ 69,415	1,703,297	1,470,805	27,580
歳 出	計	8,312,328	5,622,457	△ 50,241	8,245,516	5,550,835	△ 71,622
歳入歳出差引額	(A)	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源(B)		0			0		
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)		0			0		
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		0			0		

【診療所事業会計】

[illegible]

【診療所事業会計】

(単位:千円)

[illegible]

【診療所事業会計】

(単位:千円)

[illegible]

【診療所事業会計】

[illegible]

(2) 特別会計(特別会計のうち法第2条第1号イロハに掲げる以外のもの)

【診療所事業会計】

年 度		令和10年度 (第20年度)			令和11年度 (第21年度)		
区 分		歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
歳 入							
1	国 都 道 府 県 支 出 金						
2	財 産 収 入						
3	繰 入 金						
4	諸 収 入						
5	地 方 債						
6	繰 越 金						
歳 入	計						
歳 出							
1	物 件 費						
2	維 持 補 修 費						
3	補 助 費 等						
4	建 設 事 業 費						
5	公 債 費						
歳 出	計						
歳 入 歳 出 差 引 額							

(3) 一般会計等の実質収支

(単位:千円)

年 度 区 分	計画初年度の前年度 (平成20年度)	財政再生計画を策定した年度 (初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)
歳入歳出差引額 (A)	△ 32,173,140	456,142	526,450	588,586	645,363	653,696	678,604	879,739
翌年度へ繰越すべき財源 (B)	26,326	31,425	9,134	713	38,600	28	2,374	13,175
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)	△ 32,199,466	424,717	517,316	587,873	606,763	653,668	676,230	866,564
(C)のうち地方自治法第233条の2の 規 定 に よ る 基 金 繰 入 額	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 赤 字 比 率 (%)	703.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
参考 再生振替特例債を発行しなかつ た場合の実質赤字比率	703.60	677.85	616.89	613.86	581.02	555.69	548.37	511.38

(3) 一般会計等の実質収支

(単位:千円)

年 度 区 分	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)	令和元年度 (第11年度)	令和2年度 (第12年度)	令和3年度 (第13年度)	令和4年度 (第14年度)	令和5年度 (第15年度)
歳入歳出差引額 (A)	902,227	285,292	85,182	576,134	482,564	802,439	330,881	35,182
翌年度へ繰越すべき財源 (B)	40	0	85	10	238,332	156,856	3,683	34,470
実 質 収 支 額 (A) - (B)	902,187	285,292	85,097	576,124	244,232	645,583	327,198	712
(C)のうち地方自治法第233条の2の規 定による基金繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 赤 字 比 率 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
参考 再生振替特例債を発行しなかつ た場合の実質赤字比率	495.36	455.15	410.75	358.77	294.64	233.93	187.76	138.89

(3) 一般会計等の実質収支

(単位:千円)

年 度 区 分	令和6年度 (第16年度)	令和7年度 (第17年度)	令和8年度 (第18年度)	令和9年度 (第19年度)	令和10年度 (第20年度)	令和11年度 (第21年度)
歳入歳出差引額 (A)	109,352	0	0	0	0	0
翌年度へ繰越すべき財源 (B)	11,866	0	0	0	0	0
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)	97,486	0	0	0	0	0
(C)のうち地方自治法第233条の2の規 定による基金繰入額	0	0	0	0	0	0
実 質 赤 字 比 率 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
参考 再生振替特別債を発行しなかつ た場合の実質赤字比率	87.82	51.12	0.00	0.00	0.00	0.00

2 連結實質收支

(単位:千円)

[illegible]

2 連結實質收支

(単位:千円)

[illegible]

2 連結実質収支

(単位:千円)

年 度 区 分		令和6年度 (第16年度)	令和7年度 (第17年度)	令和8年度 (第18年度)	令和9年度 (第19年度)	令和10年度 (第20年度)	令和11年度 (第21年度)
(1) 一般会計等の実質収支(A)		△ 97,486	0	0	0	0	0
(2) (1)及び(3)以外の特別 会計の実質赤字額 (B)		0	0	0	0	0	0
	国民健康保険事業会計						
	実質赤字額	0	0	0	0	0	0
(3) 公営企業会計の資金不足額(C)		△ 377,557	0	0	0	0	0
	水道事業会計(法適用企業)						
	資金不足額	△ 360,313	0	0	0	0	0
	下水道事業会計(法適用企業)						
	資金不足額	△ 17,244	0	0	0	0	0
(4) (1)及び(3)以外の特別 会計の実質黒字額 (D)		48,219	0	0	0	0	0
	老人保健医療事業会計	0	0	0	0	0	0
	介護保険事業会計	47,147	0	0	0	0	0
	後期高齢者医療事業会計	1,072	0	0	0	0	0
(5) 公営企業会計の資金剰余額 (E)		0	0	0	0	0	0
	市場事業会計	0	0	0	0	0	0
連 結 実 質 赤 字 額 (A + B + C) - (D + E) (F)		△ 523,262	0	0	0	0	0
標 準 財 政 規 模 (G)		4,958,302	4,726,077	4,860,312	4,158,658	4,117,893	4,059,645
連結実質赤字比率 F/G (%)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

3 実質公債費比率

(単位:千円)

年 度 区 分	計画初年度の前年度 (平成20年度)	財政再生計画を策定した年度 (初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)
(1) 地方債の元利償還金	2,058,218	1,590,811	2,299,746	2,046,422	1,996,152	3,993,298	3,953,339	3,746,089
(2) 準元利償還金	746,779	716,442	1,244,634	613,880	273,915	269,766	262,554	250,954
(3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	498,151	417,705	484,299	435,539	403,609	376,308	375,533	298,263
(4) 算入公債費及び算入準公債費の額	611,539	599,341	603,916	600,982	594,266	581,368	604,164	533,223
(5) 標準財政規模	4,576,329	4,687,507	5,142,849	4,968,284	4,986,749	4,948,848	4,731,694	4,755,135

(単位:%)

(6) 実質公債費比率(単年度)	42.8	31.6	54.1	37.2	29.0	75.6	78.4	74.9
(7) 実質公債費比率 (3か年の平均)	42.1	36.8	42.8	40.9	40.0	47.2	61.0	76.3

3 実質公債費比率

(単位:千円)

年 度 区 分	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)	令和元年度 (第11年度)	令和2年度 (第12年度)	令和3年度 (第13年度)	令和4年度 (第14年度)	令和5年度 (第15年度)
(1) 地方債の元利償還金	3,730,177	3,314,621	3,397,639	3,407,651	3,432,375	3,495,433	3,511,619	3,466,119
(2) 準元利償還金	242,828	233,306	221,889	284,930	280,390	277,100	289,600	275,355
(3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	288,536	288,104	313,542	321,061	306,574	294,716	261,198	258,236
(4) 算入公債費及び算入準公債費の額	543,108	527,623	584,166	596,859	638,705	690,669	703,316	661,874
(5) 標準財政規模	4,606,486	4,527,509	4,470,396	4,482,979	4,673,651	4,978,369	4,831,237	4,803,561

(単位:%)

(6) 実質公債費比率(単年度)	77.3	68.3	70.0	71.4	68.6	65.0	68.7	68.1
(7) 実質公債費比率 (3か年の平均)	76.8	73.5	71.8	69.9	70.0	68.3	67.4	67.2

3 実質公債費比率

(単位:千円)						
年 度 区 分	令和6年度 (第16年度)	令和7年度 (第17年度)	令和8年度 (第18年度)	令和9年度 (第19年度)	令和10年度 (第20年度)	令和11年度 (第21年度)
(1) 地方債の元利償還金	3,595,281	3,601,883	3,714,502	1,062,444	1,038,450	987,639
(2) 準元利償還金	245,655	248,980	248,787	248,407	248,281	248,132
(3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	249,116	323,133	253,476	242,866	237,719	231,407
(4) 算入公債費及び算入準公債費の額	727,848	731,390	764,185	674,427	640,066	589,192
(5) 標準財政規模	4,958,302	4,726,077	4,860,312	4,158,658	4,117,893	4,059,645
(単位:%)						
(6) 実質公債費比率(単年度)	67.7	70.0	71.9	11.3	11.8	12.0
(7) 実質公債費比率 (3か年の平均)	68.1	69.5	69.8	51.0	31.6	11.6

4 将来負担比率

(単位:千円)

年 度 区 分	計画初年度の前年度 (平成20年度)	財政再生計画を策定した年度 (初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)
(1) 一般会計等に係る地方債の 現在高	13,270,250	45,014,739	44,619,420	44,254,106	43,888,609	41,322,711	39,260,732	36,843,917
(2) 債務負担行為に基づく支出 予定額	5,151,858	4,299,046	2,847,855	2,076,963	1,661,577	1,246,191	830,805	415,419
(3) 一般会計等以外の特別会計 に係る地方債の償還に充てる ための一般会計等からの繰入 れ見込額	1,839,546	1,829,396	1,759,531	1,655,061	1,515,477	1,435,316	1,318,469	1,186,289
(4) 組合又は地方開発事業団が 起こした地方債の償還に係る 地方公共団体の負担見込額	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	695,505	580,884	875,792	920,325	967,860	1,012,861	1,090,308	1,002,470
(6) 設立法人の負債の額等に係 る一般会計等負担見込額	1,627,314	1,351,926	1,098,469	779,583	293,830	0	0	0
(7) 連結実質赤字額	32,294,035	0	0	0	0	0	0	0
(8) 組合等の連結実質赤字額に 係る一般会計等負担見込額	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) 地方債の償還額等に充当可 能な基金の残高の合計額	272,617	265,787	1,208,339	2,853,400	4,698,299	4,578,508	4,606,710	4,590,165
(10) 地方債の償還額等に充当可 能な特定の歳入	3,005,074	2,649,185	2,335,594	2,242,389	2,173,353	2,157,853	1,956,025	2,088,478
(11) 地方債の償還等に要する経 費として基準財政需要額に算入 されることが見込まれる額	5,449,187	5,552,232	5,783,431	5,661,001	5,606,245	5,577,773	6,037,625	6,066,914
(12) 標準財政規模	4,576,329	4,687,507	5,142,849	4,968,284	4,986,749	4,948,848	4,731,694	4,755,135
(13) 算入公債費及び算入準公 債費の額	611,539	599,341	603,916	600,982	594,266	581,368	604,164	533,223

(単位:%)

(14) 将来負担比率	1,164.0	1,091.1	922.5	891.3	816.1	748.7	724.4	632.4
-------------	---------	---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

4 将来負担比率

(単位:千円)

年 度 区 分	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)	令和元年度 (第11年度)	令和2年度 (第12年度)	令和3年度 (第13年度)	令和4年度 (第14年度)	令和5年度 (第15年度)
(1) 一般会計等に係る地方債の 現在高	35,105,607	33,272,760	31,226,299	29,291,313	27,210,091	24,648,691	22,913,702	20,475,696
(2) 債務負担行為に基づく支出 予定額	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 一般会計等以外の特別会計 に係る地方債の償還に充てる ための一般会計等からの繰入 れ見込額	1,163,408	1,045,871	929,791	1,383,075	1,797,533	2,186,274	1,878,019	1,582,608
(4) 組合又は地方開発事業団が 起こした地方債の償還に係る 地方公共団体の負担見込額	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	1,050,386	1,047,676	1,104,559	1,078,341	1,100,187	990,404	993,654	1,000,435
(6) 設立法人の負債の額等に係 る一般会計等負担見込額	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 連結実質赤字額	0	0	0	0	0	0	0	0
(8) 組合等の連結実質赤字額に 係る一般会計等負担見込額	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) 地方債の償還額等に充当可 能な基金の残高の合計額	4,598,070	5,897,104	7,200,030	7,171,316	7,499,011	7,383,123	7,820,135	7,833,639
(10) 地方債の償還額等に充当可 能な特定の歳入	2,177,057	2,239,276	2,293,668	2,278,048	2,147,256	2,020,472	1,884,117	1,743,242
(11) 地方債の償還等に要する経 費として基準財政需要額に算入 されることが見込まれる額	6,396,552	6,579,313	6,659,350	6,768,518	6,901,239	6,670,840	6,968,190	6,366,872
(12) 標準財政規模	4,606,486	4,527,509	4,470,396	4,482,979	4,673,651	4,978,369	4,831,237	4,803,561
(13) 算入公債費及び算入準公 債費の額	543,108	527,623	584,166	596,859	638,705	690,669	703,316	661,874

(単位: %)

(14) 将来負担比率	594.2	516.2	440.2	399.7	336.0	274.0	220.7	171.7
-------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

4 将来負担比率

(単位:千円)

年 度 区 分	令和6年度 (第16年度)	令和7年度 (第17年度)	令和8年度 (第18年度)	令和9年度 (第19年度)	令和10年度 (第20年度)	令和11年度 (第21年度)
(1) 一般会計等に係る地方債の 現在高	17,405,548	14,348,037	11,221,332	9,584,926	9,278,279	9,063,805
(2) 債務負担行為に基づく支出 予定額	0	0	0	0	0	0
(3) 一般会計等以外の特別会計 に係る地方債の償還に充てる ための一般会計等からの繰入 れ見込額	1,352,814	704,642	649,407	605,781	567,301	533,746
(4) 組合又は地方開発事業団が 起こした地方債の償還に係る 地方公共団体の負担見込額	0	0	0	0	0	0
(5) 退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	1,005,835	1,144,302	1,104,295	1,156,422	1,143,641	1,158,034
(6) 設立法人の負債の額等に係 る一般会計等負担見込額	0	0	0	0	0	0
(7) 連結実質赤字額	0	0	0	0	0	0
(8) 組合等の連結実質赤字額に 係る一般会計等負担見込額	0	0	0	0	0	0
(9) 地方債の償還額等に充当可 能な基金の残高の合計額	7,564,004	5,196,620	4,525,701	2,265,134	3,606,107	4,974,832
(10) 地方債の償還額等に充当可 能な特定の歳入	1,626,550	2,468,371	2,417,110	2,361,721	2,301,461	2,231,373
(11) 地方債の償還等に要する経 費として基準財政需要額に算入 されることが見込まれる額	6,150,998	3,059,106	2,583,418	2,365,427	2,326,411	2,348,453
(12) 標準財政規模	4,958,302	4,726,077	4,860,312	4,158,658	4,117,893	4,059,645
(13) 算入公債費及び算入準公 債費の額	727,848	803,422	764,185	674,427	640,066	589,192

(単位:%)

(14) 将来負担比率	104.5	139.5	84.1	124.9	79.2	34.6
-------------	-------	-------	------	-------	------	------

第6 再生振替特例債の各年度ごとの償還額

借入額 32,199,000千円

利 率 17年償還(3年据置) 元利均等 1.50%

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	発行初年度 (平成21年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)	平成28年度 (第8年度)
前年度未償還元金	32,199,000 (32,199,000)	32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	30,115,752	28,001,139	25,854,687
償還額	0	453,212	482,985	482,985	2,558,450	2,558,449	2,558,450	2,558,449
元 金	0	0	0	0	2,083,248	2,114,613	2,146,452	2,178,769
利 子	0	453,212	482,985	482,985	475,202	443,836	411,998	379,680
未償還元金	32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	30,115,752	28,001,139	25,854,687	23,675,918

第6 再生振替特例債の各年度ごとの償還額

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)	令和元年度 (第11年度)	令和2年度 (第12年度)	令和3年度 (第13年度)	令和4年度 (第14年度)	令和5年度 (第15年度)	令和6年度 (第16年度)
前年度未償還元金	23,675,918	21,464,345	19,219,474	16,940,804	14,627,825	12,280,021	9,896,868	7,477,834
償還額	2,558,449	2,558,449	2,558,449	2,558,450	2,558,450	2,558,450	2,558,450	2,558,450
元 金	2,211,573	2,244,871	2,278,670	2,312,979	2,347,804	2,383,153	2,419,034	2,455,456
利 子	346,876	313,578	279,779	245,471	210,646	175,297	139,416	102,994
未償還元金	21,464,345	19,219,474	16,940,804	14,627,825	12,280,021	9,896,868	7,477,834	5,022,378

第6 再生振替特例債の各年度ごとの償還額

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	令和7年度 (第17年度)	令和8年度 (第18年度)	令和9年度 (第19年度)	令和10年度 (第20年度)	令和11年度 (第21年度)	計
前年度未償還元金	5,022,378	2,529,952	0	0	0	
償還額	2,558,450	2,558,449	0	0	0	37,237,476
元 金	2,492,426	2,529,952	0	0	0	32,199,000
利 子	66,024	28,497	0	0	0	5,038,476
未償還元金	2,529,952	0	0	0	0	

第7 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位:%)

年 度 健全化判断比率	計画初年度の前年度 (平成20年度)	財政再生計画を策定した年度 (初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)
実質赤字比率	703.60 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (14.91)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)
連結実質赤字比率	705.67 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (19.91)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)
実質公債費比率	42.1 (25.0)	36.8 (25.0)	42.8 (25.0)	40.9 (25.0)	40.0 (25.0)	47.2 (25.0)	61.0 (25.0)	76.3 (25.0)
将来負担比率	1,164.0 (350.0)	1,091.1 (350.0)	922.5 (350.0)	891.3 (350.0)	816.1 (350.0)	748.7 (350.0)	724.4 (350.0)	632.4 (350.0)

第7 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位: %)

年 度 健全化判断比率	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)	令和元年度 (第11年度)	令和2年度 (第12年度)	令和3年度 (第13年度)	令和4年度 (第14年度)	令和5年度 (第15年度)
実質赤字比率	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)
連結実質赤字比率	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)
実質公債費比率	76.8 (25.0)	73.5 (25.0)	71.8 (25.0)	69.9 (25.0)	70.0 (25.0)	68.3 (25.0)	67.4 (25.0)	67.2 (25.0)
将来負担比率	594.2 (350.0)	516.2 (350.0)	440.2 (350.0)	399.7 (350.0)	336.0 (350.0)	274.0 (350.0)	220.7 (350.0)	171.7 (350.0)

第7 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位:%)

年 度 健全化判断比率	令和6年度 (第16年度)	令和7年度 (第17年度)	令和8年度 (第18年度)	令和9年度 (第19年度)	令和10年度 (第20年度)	令和11年度 (第21年度)
実質赤字比率 (	0.00 15.00)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
連結実質赤字比率 (	0.00 20.00)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
実質公債費比率 (	68.1 25.0)	69.5	69.8	51.0	31.6	11.6
将来負担比率 (	104.5 350.0)	139.5	84.1	124.9	79.2	34.6